

府中市障害者計画推進協議会について

1 府中市障害者計画推進協議会とは

府中市障害者計画推進協議会（以下、「協議会」という。）は、市の付属機関に位置付けられ、「府中市附属機関の設置等に関する条例」及び「障害者計画推進協議会規則」に基づき設置されています。

本協議会は、府中市障害者計画（以下、「障害者計画」という。）及び府中市障害福祉計画（以下、「障害福祉計画」という。）を円滑かつ適正に推進するため、市長の諮問に応じ、両計画に関する事項について協議し、市長に答申する役割を担います。

2 障害者計画及び障害福祉計画について

障害者計画及び障害福祉計画は、府中市福祉計画の分野別計画として位置付けられ、両計画は整合性を図りながら一体的に策定しています。（参照：計画書 7 ページ）

なお、障害者計画及び障害福祉計画の詳細については、次表のとおりです。

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法第 11 条	障害者総合支援法第 88 条
計画期間	6 年 (平成 27 年度～32 年度)	3 年 (第 4 期：平成 27 年度～29 年度)
計画の内容	市町村における障害者福祉のための施策に関する計画です。基本目標を定め、目標に向けた取組を事業ごとに設定し、推進しています。	障害者計画と連動して障害者支援を効率的に進めるため、障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込みやその確保策を定めています。
ポイント	● 重点施策 1 相談支援機能の充実 2 就労支援の強化 3 地域生活支援の充実 4 障害福祉サービスの安定的な供給 (参照：計画書 72～76 ページ)	● 成果目標 1 福祉施設入所者の地域生活移行に関する目標 2 地域生活支援拠点等に関する目標 3 福祉施設等から一般就労への移行に関する目標 (参照：計画書 106～107 ページ)